

～市政を支える大切な財源～

## 市・県民税などの仕組み

市では、皆さんの生活に直接結びついた幅広い業務を行っています。市税は、これらの経費を賄う上で最も大きな割合を占める大切な財源です。そこで市税に対する理解を深めていただくため、個人の市・県民税、森林環境税の仕組みなどについて、お知らせします。

### 市・県民税の所得割・均等割と森林環境税

個人の市・県民税は、所得割と均等割で構成されており、賦課期日(その年の1月1日)現在、市内に住所がある方は、所得や所得控除に係る金額の状況に応じて、所得割・均等割が課税されます。

また、賦課期日現在、市内に事務所・事業所または家がある方で、事務所などがある区内に住所がない方には、事務所などがある区で均等割のみ課税されます。

森林環境税は、市・県民税と併せて徴収される国税です。

<b>所得割</b>	一定以上の所得金額を有する方が、所得額に応じて納めるものです。
<b>均等割</b>	一定以上の所得金額を有する方が、均等に納めるものです(年間で市民税3,000円、県民税1,000円)。
<b>森林環境税</b>	均等割と併せて年額1,000円納めるものです。

#### ①市・県民税、森林環境税が課税されない方

賦課期日現在で、次のいずれかに該当する方には、市・県民税、森林環境税は課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、【右記】の計算式で求めた金額以下の方

#### ②市・県民税の所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、【右記】の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times \text{A} + \text{B} + 10万円$$

A=同一生計配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の人数+1

B=同一生計配偶者、控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族がいる場合、①は21万円、②は32万円

### 2026年度納税通知書の発送

**発送日** 6月10日(水)

**備考** 災害や生活困窮などの事情で、市・県民税、森林環境税の納税が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。詳しくは、市税事務所市民税課個人市民税班へ納期限までにお問い合わせください。

### 納税方法

#### 給与や公的年金収入がある方

- 会社員などの給与所得者は原則、6月から翌年5月までの12回に分けて給与からの天引き(特別徴収)で納めます。
- 公的年金の受給者は原則、年6回に分けて公的年金からの天引きで納めます。

#### 自営業の方など

納付書または口座振替で、原則年4回に分けて納めます。

### 2026年度所得証明書

**交付開始日** 6月10日(水)

**発行場所** 市税事務所市民税課  
区役所市民総合窓口課  
市税出張所  
市民センター  
コンビニエンスストア

**料金** 300円

\*コンビニ交付は250円

(6月10日(水)～8月31日(月)は10円。詳しくは、【5面】)

**備考** 納税方法が給与天引きのみの方は、コンビニエンスストアを除いて5月13日(水)から発行しています。

### よくある質問にお答えします

**Q** 2026年1月21日にA市から千葉市へ引っ越しました。2026年度の市・県民税、森林環境税はどちらの市へ納めるのでしょうか。



**A** 2026年1月1日現在の住所がA市であるため、A市に納めることになります。



**Q** ふるさと納税が市・県民税に反映されているかは、どのようにすれば確認できますか。



**A** 給与天引きの方は、税額決定通知書の摘要欄、納付書・口座振替などで納める方は納税通知書5ページの市民税・県民税算出内容欄でご確認いただけます。



**Q** 2025年度中に退職し、退職時に一括して市・県民税、森林環境税を納めました。ところが、2026年度も納税通知書が送られて来ました。どうしてでしょうか。



**A** 退職時に一括して支払った市・県民税、森林環境税は、2025年度分(2025年6月から翌年5月給与天引き予定分)の残額です。2026年度の納税通知書については、2025年1月から12月までの所得に対して課税されたものとなります。



**Q** 給与と年金の所得があり、給与と公的年金から市・県民税、森林環境税が特別徴収されています。二重で納付していることになりませんか。



**A** 公的年金等から特別徴収される市・県民税、森林環境税は、公的年金等の所得のみに係る税額です。公的年金等以外の所得(給与所得や不動産所得など)がある方は、残りの税額を給与からの特別徴収や納付書などで納めていただくことになるため、二重での納付にはなりません。



☎市税事務所市民税課(市・県民税の課税内容=個人市民税班 所得証明書=管理班)

東部(中央・若葉・緑区) 個人市民税班 ☎233-8140 管理班 ☎233-8137 FAX233-8354

西部(花見川・稲毛・美浜区) 個人市民税班 ☎270-3140 管理班 ☎270-3137 FAX270-3227